

様式 1

TNR 活動実施計画書

年 月 日

名護市環境対策課長 殿

住 所 _____
団体名 _____
氏 名 _____
連絡先 _____

誓約	
・ TNR 活動の実施により発生した苦情やトラブルに対して、責任を持って対応する。 ・ チケットの譲り渡しは行わず、申請者本人（申請団体）が TNR 活動を行う。 ・ 営利目的で TNR 活動を行わない（何人からも物品や金銭を受け取らない） ・ TNR 活動実施地域の区（自治会）に活動計画の説明および同意を得た上で活動を行う。申請時と別の地域で実施する場合は、実施前に必ず説明を行い、同意を得る。 ・ 活動月途中にチケット使用不可が確定した場合（予定の猫がいなくなった、子猫が生まれた、申請者の体調不良等）、速やかに名護市環境対策課に連絡、返却をする。 ・ 裏面記載事項（どうぶつ基金 HP より一部抜粋）を遵守する。 ・ 報告書は、活動月末の平日までに提出する。 ・ 名護市への配分数により、申請通り配分できないことを承知する。	

上記のとおり誓約し、下記のとおり計画します。

1	実施予定場所 (住所等)	
2	実施予定月	年 月
3	周知予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4	実施予定数	匹

さくらねこ無料不妊手術事業 行政枠同意事項（PDF）より一部抜粋
ご自身で必ず、どうぶつ基金 HP より詳しい内容をご確認ください。

<https://www.doubutukikin.or.jp/joinus/administration/>

- ・行政枠チケットは、申請団体または団体が必要と認めた市民ボランティア団体、自治会、個人（以下、協働ボランティア）と協働して使用することができます。チケットの再配分を受けた協働ボランティアが、チケットおよびチケット使用権を譲渡、転売、第三者への再々配分等を行うことは認められません。

- ・行政枠チケットは、申請団体の管轄地域内の猫にのみ使用可能です。

- ・チケットを使用できる猫は「TNR を目的とした飼い主不明猫」に限られます。飼い猫や保護猫、手術前に保護や譲渡、飼育することが決まっている猫にはチケットは使用できません。

- ・チケット使用時、協力病院にて身分証（運転免許証や保険証等）を提示してください。

- ・いかなる名目（事前に同意を得ていない医療費、検査費用、交通費、捕獲等の手間賃、寄付金等）であっても金銭の受け取りは禁止です。

- ・申請者および協働ボランティアが、どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費など）を行うことは認められません。

- ・手術の対象となる猫は、耳先カットを行います。

- ・住宅密集地で TNR 活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うよう努めます。

- ・希望通りの枚数のチケットが発行されない場合があることを理解し、異議を申し立てません。

- ・妊娠中の猫は堕胎します。

- ・申請者および協働ボランティアは、手術の結果に対してどうぶつ基金および協力病院に異議を申し立てません。また、何人に対しても、手術の結果に対する損害賠償請求を行いません。

- ・申請団体と協働するボランティア（個人・団体）が本同意事項に違反しているとどうぶつ基金が判断した場合、チケットの再配分を停止するよう申し入れる場合があります。申し入れが行われた場合は従ってください。